

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>（証券専門会社等の業務等） 第五十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第百六条第一項第十二号本文に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該保険会社の子会社（法第百六条第一項第二号の二に掲げる者に限る。）</p> <p>一の二 当該保険会社の保険持株特定保険子会社（当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社（法第二百七十一条の二十二第二項第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社の子会社のうち、法第百六条第一項第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社をいう。次号及び第四号において同じ。）を除く。）をいう。第四号において同じ。）</p> <p>二（改正不要）</p> <p>三 当該保険会社の保険持株会社集団（当該保険会社を子会社とする保険持株会社の二以上の子会社の集団又は当該保険持株会社及びその子会社の集団のうち、法第二百七十一条の二十二第一項第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社を含む</p>	<p>（証券専門会社等の業務等） 第五十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第百六条第一項第十二号本文に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>一 当該保険会社の保険持株特定保険子会社（当該保険会社を子会社とする保険持株会社の子会社（法第二百七十一条の二十二第一項第一号、第二号又は第八号に掲げる会社を限り、当該保険会社及びその特定保険子会社（当該保険会社の子会社のうち、法第百六条第一項第一号、第二号又は第八号に掲げる会社をいう。次号及び第四号において同じ。）を除く。）をいう。第四号において同じ。）</p> <p>二 当該保険会社の保険会社集団（当該保険会社及びその子会社の集団又は当該保険会社の特定保険子会社及び当該保険会社の特定保険子会社以外の子会社の集団をいう。第四号及び第二百十条の七第一項第二号において同じ。）</p> <p>三 当該保険会社の保険持株会社集団（当該保険会社を子会社とする保険持株会社の二以上の子会社の集団又は当該保険持株会社及びその子会社の集団のうち、法第二百七十一条の二十二第一項第一号、第二号又は第八号に掲げる会社を含むものに限り</p>

ものに限り、前号に掲げるものを除いたものをいう。次号及び第二百十條の七第一項第二号において同じ。）

四 (改正不要)

4～9 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十條の七 法第二百七十一條の二十二第一項第十二号本文に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該保険持株会社の子会社(法第二百七十一條の二十二第一項第二号の二に掲げる者に限る。)

二 当該保険持株会社の保険持株会社集団(当該保険持株会社の二以上の子会社の集団又は当該保険持株会社及びその子会社の集団のうち、法第二百七十一條の二十二第一項第一号から第二号の二まで又は第八号に掲げる会社を含むものをいう。次号において同じ。)

二 (改正不要)

2～10 (略)

、前号に掲げるものを除いたものをいう。次号及び第二百十條の七第一項第二号において同じ。)

四 当該保険会社又はその特定保険子会社、保険持株特定保険子会社、保険会社集団若しくは保険持株会社集団及び他の保険会社又はその保険会社集団若しくは保険持株会社集団

4～9 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百十條の七 法第二百七十一條の二十二第一項第十二号本文に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(新設)

一 当該保険持株会社の保険持株会社集団(当該保険持株会社の二以上の子会社の集団又は当該保険持株会社及びその子会社の集団のうち、法第二百七十一條の二十二第一項第一号、第二号又は第八号に掲げる会社を含むものをいう。次号において同じ。)

二 当該保険持株会社の保険持株会社集団及び保険会社(当該保険持株会社の子会社である保険会社を除く。)若しくはその保険会社集団若しくは保険持株会社集団又は他の保険持株会社の保険持株会社集団

2～10 (略)